

令和3年8月22日

会員・保護者各位

西東京市剣友会  
会長 伊藤俊三

### 西東京市剣友会ガイドラインの改定について

いつも大変お世話になっております。

また、現下における剣友会の活動について、大変ご不便をおかけしているにもかかわらず、ご協力いただいておりますこと、あらためてお礼申し上げます。

早速ですが、今般、西東京剣道連盟を通じて全日本剣道連盟より、別添（「感染者が出た場合のPCR検査・抗原検査の実施について」）のとおり通知がありましたので、それを踏まえ令和3年8月2日付で西東京市剣友会「稽古に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下、「GL」という。）を改定（改定内容は赤字で記載）（※）いたしましたのでご連絡いたします。

稽古参加にあたっては、必ず一読いただき、GLの遵守・徹底を前提に参加していただきますようお願いいたします。

なお、稽古参加にあたっては、緊急事態宣言発令中であること、またデルタ株の流行拡大にあることなどを十分に踏まえ、一層の感染対策に努めていただくとともに、今回の全剣連通知文書により感染者が出た場合においてPCR検査・抗原検査の実施が求められていること、そして自身の健康状態等を含め、慎重にご判断いただき、決して無理なさらず、併せて怪我・事故のないよう、また、熱中症等にも注意と配慮をしていただくようお願いいたします。

※ 一部、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」（全日本剣道連盟）に基づいた改定も行っております。

#### （改定にあたっての主な留意事項）

- ・ 稽古参加者に新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合、同じ稽古に参加していた人たち（見学者含）は、全員、PCR検査あるいは抗原検査を速やかに受け、その結果について事務局長に報告する。また、その検査結果が判明するまでは稽古に参加しない。なお、検査費用については、個人負担となる。
- ・ GL「3.（3）.⑥」のとおり、子供の稽古時間帯には、道場内に大人の会員の方は入らないでください（子供の稽古終了後、大人との入替時も注意をお願いいたします）。
- ・ 小学校施設での保護者の見学を認めていましたが、当面、全ての道場において道場内での保護者の見学もできません。

以上